

地域公共交通確保維持事業に係る地域公共交通計画認定申請の提出等について

<令和4年度事業に係る地域間幹線系統・地域内フィーダー系統共通>

- 1 山形県地域公共交通計画申請（協議会→国） 令和3年6月30日
（実施済）

- 2 計画の認定（国→協議会） 令和3年9月下旬
- 3 令和4年度事業実施 令和3年10月1日～令和4年9月30日
（計画に変更が生じた場合は事前に変更認定申請を行う必要あり）
- 4 補助金交付申請（協議会→国） 令和4年11月頃
- 5 令和4年度事業の自己評価（協議会→国） 令和5年1月頃
- 6 令和4年度事業の2次評価（国→協議会） 令和5年2月頃
- 7 補助金の交付決定及び額の確定（国→協議会） 令和5年2月下旬頃
- 8 補助金支払（国→協議会） 令和5年3月～4月頃